

## 第二章 自治会の運営

### 1. ルールを作る

皆さんで活動するには、どのような活動をするのか、会費はいくらか、どのような役割が必要かなどを決める必要があります。そのような決まりごとを定めた規約や会則をつくり、それに基づいて活動を行うことで、住民相互の信頼関係や活動の基盤が生まれます。

自治会活動の基本となる取り決めなので、皆さんの合意を得て、地域の実情にあった規約や会則をつくる必要があります。

規約の構成（例）

- 目的
- 活動内容
- 会員の定義
- 組織
- 総会や役員会などの規程
- 役員
- 会費・会計のルール
- etc……

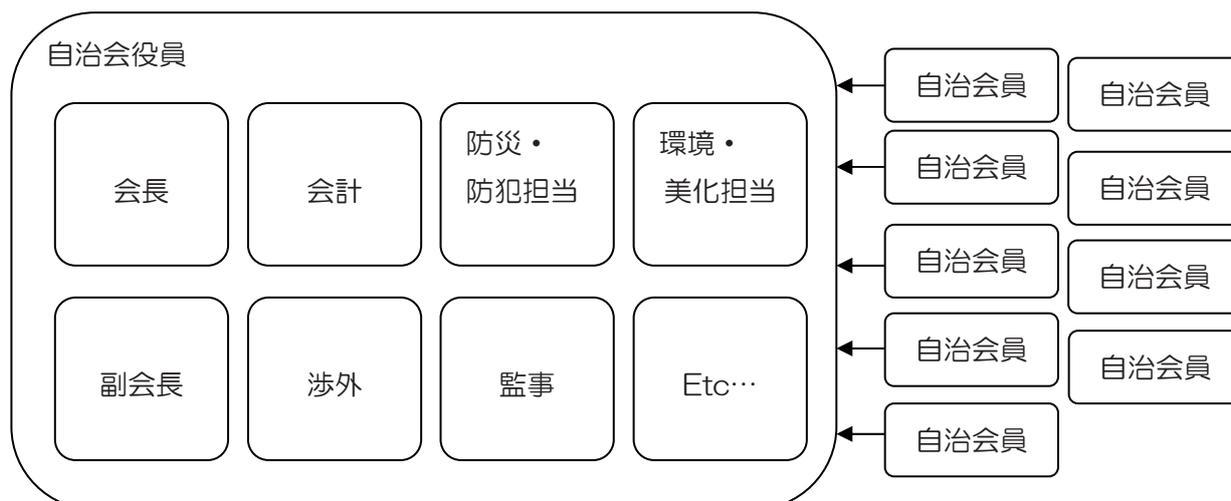
⇒⇒様式集「浦安市〇〇〇〇自治会会則（ひな形）」

⇒⇒様式集「浦安市自治会集会所標準管理規程（参考）」

### 2. 役員を決める

自治会がまとまりを保ちながら活動していくためには、役員の存在が大切になってきます。皆さんの代表である役員は、十分話し合っ決めてみましょう。

（例）



### 3. 会議をひらく

総会や役員会を規約どおり開催し、皆さんで話し合いながら意思決定をすることが大切です。一年に一度総会を開催し、必要に応じて役員会を行います。

#### ◇総会

総会は、会員の総意で自治会の方針を決定する最高議決機関です。1名でも多くの会員に出席してもらえよう工夫しましょう。役員会で議案作りをして、総会開催前には開催日時や会場、議題などを会員に書面で通知します。

#### ◇役員会

役員を中心に役員会を開催します。総会で決まった年間活動内容に従って運営をしていきます。協議内容を議事録に残しておきましょう。必要に応じて三役会（会長・副会長・会計）や専門部会などを開催して、自治会をまとめていくことも大切です。



### 4. 会計はわかりやすく

自治会の活動にはお金が必要です。収入のベースは、会員の皆さんが納めた大切なお金（会費）です。皆さんが納得できる、分かりやすく適正な会計事務を進めていくことが必要です。

#### 作成の順番



<b>【事業計画】</b> 自治会活動をどのように進め、どのように自分たちのまちを住みよいまちにしていくかを具体的に示します。
<b>【予算書】</b> 事業計画に基づき、会員から集めた会費などの使い道を示します。
<b>【決算書】</b> 1年間の収支を明らかにするものです。決算書には証拠書類や預金通帳などを添えて監査を受け、総会に報告して承認を得なければなりません。

#### 《予算書・決算書を作成する上でのポイント》

予算書・決算書を作成する際には、大きく収入と支出に分け、それぞれ科目に分けて整理をし、適切に記述することが必要です。ご家庭で行っている家計簿をつけ

ると同じ要領です。誰にでも分かり易く、明朗会計で円滑な会計業務を行ってください。

### 予算書の例

〇〇自治会 平成〇〇年度予算書				
歳入				
項目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 (C) (A)-(B)	摘要
会費収入				会費〇〇〇〇円×〇〇〇世帯
事業収入				資源回収売上金 夏祭り売上金 等
市補助金				運営補助・防災資機材補助・資源回収補助
繰越金				
合 計				
歳出				
項目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 (C) (A)-(B)	摘要
会議費				総会・役員・班長会議 等
事業費				納涼大会 もちつき 美化活動 等
修繕・備品費				
消耗品費				事務用品 等
自主防災活動費				自主防犯・防災組織活動
防災資機材費				
光熱水費				集会所ガス代
通信費				電話代
保険料				イベント保険
渉外費				連合会議 等
弔慰費				
事業活動協力謝金				子ども会
予備費				
合 計				

## 5. 会員へのお知らせ

会報をつくって地域のことや自治会の行事や動き、身近な問題をタイムリーにお知らせして会の活動に関心をもってもらい、住民相互の連帯感を強めていきます。

### ◇会報の記事の内容

#### 1) 会の運営状況などをお知らせ

年間事業計画、会で問題になっていること、総会・役員会・会計報告、新役員紹介、子ども会等の活動紹介など地域や自治会活動への関心が高まるような記事を載せます。

#### 2) 活動のPR

運動会、盆踊り、もちつき大会、レクリエーション、防災訓練など、会の活動をPRして、理解と参加を呼びかけます。どんな様子だったか、どれほどの人が集まったかなど、参加者や協力者の声を載せるのも効果的です。

#### 3) マナーなどの啓発

防犯キャンペーン、迷惑駐車禁止、ゴミ出しや飼い犬のマナーなど、住民のちょっとした協力でまちが住みよくなる話題も呼びかけます。

#### 4) 暮らしのお役立ち情報

日常生活に参考になるお役立ち情報を載せて、皆さんに楽しく読んでもらいます。  
(例：ゴミの収集日、バス・電車の時刻表、公共施設・お医者さんマップ 等)

#### 5) みんなのひろば

地域住民の出生、結婚、インタビュー、俳句や詩歌の自由投稿など、皆さんが自由に表現できたり、読んで笑顔がこぼれるような記事を載せると会報が楽しくなります。

～編集作業は、取材、情報収集、レイアウト、原稿書きなど、複数人で分担をして、みんなの会報を作りましょう～

## 6. 会員を増やす

近隣との関わりが希薄になっている現在、多くの自治会が加入率の低下に悩まされています。「会が存在することを知らないから」「勧誘されていないから」「会が何をしているかわからないから」「加入するメリットが分からないから」などが未加入の代表的な理由のようです。

加入者が減少しているにもかかわらず、加入促進・周知活動を行っていないという自治会が多く存在しています。

自治会の役割とメリットをしっかりと説明して、心地よいご近所環境を築いていきましょう。



### 《地域の人が自治会に加入する工夫を！》

- 自治会活動は、住民の方々の相互理解が不可欠です。未加入者や転入者に対しては、積極的に活動内容などの情報提供をすることも必要です。
- 地域によっては、自治会のことが知られていない場合も。イベント等を活発に行い、まずは知ってもらいましょう！
- 退職等で地域にいる時間が増えた方に、地域デビューのお誘いを！
- 未加入者の中には単身赴任や学生、高齢者世帯といった様々な立場の人がいます。それに応じて無理なく自治会と付き合っていけるような環境（会費や役の軽減など）を整えることも方法の一つです。

人と人とのつながりが増えた分だけ、笑顔が増え、地域が明るくなります。できるだけ多くの人に、会の活動に理解を示してもらいましょう。

- 自治会への加入を希望する方から市役所に問い合わせがあったときは、「入会連絡書」

に必要事項を記入してもらい、各自治会長との橋渡しをします。

⇒⇒様式集「入会連絡書」

## 7. 個人情報の取り扱い

個人情報保護法の施行により、個人情報保護についての意識が高まる一方で、法の趣旨の誤解から名簿の作成が中止されるなど、過剰ともいえる反応があるようです。最近では、東日本大震災や高齢者の所在不明問題などにおいても、個人情報の取扱いをめぐる問題が生じています。

一方で、2017年5月30日より改正個人情報保護法が適用され、それまで対象外であった自治会も、法に定めるルールを守ることが義務化されました。

### 個人情報保護法って？

個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利と利益を保護することを目的とし、国や地方公共団体の責務や、自治会を含む個人情報取扱事業者が収集・運用・管理する個人情報・個人データ等を取扱う際のルールを定めています。

### どうすればいいの？

#### ステップ1

◎自治会は会員個人の情報を持ち、それを活用するということを知らせましょう。

自治会で持っている会員情報はその利用目的を会員本人に知らせることが必要です。  
例)「当自治会では皆さんから取得した個人情報を自治会活動の推進や名簿・地図の作成、災害時等の支援活動に利用し適正に管理します。」

#### ステップ2

◎取得した個人情報の管理の仕方を文書にして整理しましょう。

管理の方法をきちんと決め、自治会規約に盛り込むか、詳細を文書にしてまとめる方法などがあります。

文書としてまとめる際には、以下のポイントを盛り込みましょう。

#### ①取得するときの方法

会員から情報を取得するときは氏名・住所・生年月日・電話番号などの自治会活動に必要な内容を決め、利用目的を本人に知らせましょう。

政治・宗教・本籍地にかかわる情報は「個人の権利や差別にかかわること」（要配慮個人情報）なので取得しないようにしましょう。

#### ②利用使途や内容

自治会が取得した情報をどのように利用するのかあらかじめ自治会で決めて会員に知らせましょう。

- 自治会でどのような情報をもっているか。
- どのように利用しているのか。
- 提供先（行政・学校など）
- 提供目的



#### ③管理の方法

大切な会員の情報は適正に管理しましょう。

##### 【安全管理措置】

個人データの取扱いには安全に管理する措置が必要です。

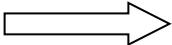
- 組織的措置・・・組織体制の整備とそれに従った運用、事故や違反への対処など
- 物理的措置・・・盗難防止、情報媒体の保護、入室管理の実施など
- 技術的措置・・・アクセス制御・権限の管理・記録、不正ソフトウェア対策など

また、自治会であらかじめ情報を保管する人（個人情報保護管理者）を決め、本人からの照会・訂正・削除などの連絡先を周知しましょう。

#### ④個人情報の第三者提供

自治会の情報を第三者へ提供する場合はあらかじめ本人の承諾が必要です。

入会時に、情報の取扱いについて説明し入会申込書・情報の取扱いに関する同意書を提出してもらったり、情報を提供する際の基準を通知したり、総会資料として提示して決議するなど、あとで本人が知らないことのないように周知しましょう。

個人情報保護法の詳しい内容は、「個人情報保護委員会 HP」  
をご覧ください。  <https://www.ppc.go.jp/>